

公的研究費等の不適切な経理処理について

【 概要 】

本学における公的研究費等の不適切な経理処理について、昨年 12 月に行った中間報告以後に実施していた平成 19 年度以降に預け金の記録がある在職教員にかかる継続調査（平成 16 年度～18 年度）の結果、総額 260,549,830 円（該当教員 35 名）の不適切な経理処理があったと調査委員会が認定いたしました。

このため、中間報告の結果と合わせて、43 名の教員について、処分を決定しました。

また、該当教員のうち 1 名については、調査委員会において私的流用があったと認定されました。

【 経緯等 】

1. 調査に至る経緯

平成 23 年 7 月 19 日から 7 月 29 日までの間、本学において札幌国税局による消費税等に係る税務調査が実施された際、本学の取引先に研究費の預け金と思われる金銭処理があることが指摘された。

2. 調査体制

(1) 平成 23 年 12 月 14 日、「国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程」に基づき、新田孝彦理事・副学長を委員長（総長が指名）として「不正使用調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）を設置。

(2) 当初は、学外委員（弁護士、公認会計士）2 名を含む 5 名の体制により調査を実施。その後、平成 24 年 5 月 21 日付けで学外委員（弁護士 2 名、公認会計士 2 名）4 名を追加し、9 名体制で調査を継続。

3. 調査方法

(1) 調査委員会は、①会計書類が残存している平成 16 年度以降について調査を進めること、②調査委員会による調査の前に、関係部局における第一次調査（スクリーニング）を実施すること、③対象者には退職者・転出者も含めること、以上の方針を決定。

(2) 調査委員会は、関係部局における第一次調査（スクリーニング）の状況を踏まえ、調査委員会による第二次調査については、①当面の対象を平成 19 年度以降に預け金の記録がある在職者とする、②次いで①に該当する教員にかかる平成 16 年度から 18 年度の調査、③学外委員（6 名）で面談調査を実施すること、という方針を決定し、調査に着手。

4. 調査概要

(1) 事務局における予備的調査等

1) 本学と取引のある約 4,500 社の中から、平成 22 年度における取引件数、取引額、業種などを考慮し、札幌国税局から指摘のあった 2 社及び自主的に申告してきた 2 社を除く、計 737 社を対象に、平成 16 年度以降における不適切な取引の有無について、事務局による予備的調査を実施。

2) その結果、12社から不適切な処理があった旨の回答があり、調査対象業者は、この12社に札幌国税局から指摘のあった2社及び自主的に申告してきた2社を加え、全体で16社。

3) 当該業者に対し、保管している帳簿や関係資料の提出を求め、本学に残っている経理関係書類との突き合わせ作業を行うとともに、外部の公認会計士により各種資料の内容について検討・分析を実施。

4) 16社から提出された預け金にかかる帳簿数は995冊、帳簿に氏名の記載があった教員数は390名、帳簿に講座等名のみが記載された講座等の数は164講座等、関係部局の数は27部局。

(2) 不正使用調査委員会における調査作業等

1) 関係部局における調査（スクリーニング）

- ① 関係部局において関係教員に帳簿を示して面談を実施。
- ② 面談できなかった退職・転職者については、郵送による書面調査を実施。

2) 業者側の資料

- ① 「預かり金台帳」等で管理されている、当該帳簿とそれに関わる資料を提出させ預け金の状況を確認。
- ② 当該預け金の情報をもとに、架空請求により預け金が作られたことを「請求書控」等により裏付け。
- ③ 預け金を用いた実際の取引について、「納品書」等により確認。

3) 本学側の資料

- ① 上記2)の②の架空請求については、支払伝票等と突合して大学が実際に支払ったことを確認するとともに、架空納品にかかる納品書の押印や受領サインを確認し、研究室側の関与があったことを裏付け。
- ② 預け金にかかる支払伝票等を関係部局から提出させ、個々の財源を特定。

4) 調査委員会による関係業者及び関係教員との面談

- ① 関係業者との面談では、社内における預かり金の手続きや管理方法、教員とのやり取りの状況などのほか、特に確認が必要と判断した個別の取引について聞き取りを行い、帳簿等の信憑性を判断。
- ② 関係教員との面談では、帳簿等全体の状況について提示し、取引の内容に応じて特に確認が必要と判断したもの、架空請求にかかる納品書の受領印やサイン、予算管理、発注手続きの状況などについて聞き取りを行い、総合的に判断。

5. 調査結果（平成19年度以降に預け金の記録がある在職教員にかかる調査）

(1) 中間報告の内容（平成24年12月21日公表）

- ① 調査対象期間：平成19年度以降
- ② 面談を実施した教員99名、業者8社
- ③ 不適切な経理処理があったと事実認定した教員35名
- ④ 上記③の金額223,747,285円

(2) 継続調査の結果（中間報告以降）

- ① 調査対象期間：平成16年度～平成18年度
- ② 再面談を実施した教員14名、新たな調査対象業者5社
- ③ 不適切な経理処理があったと事実認定した教員35名
- ④ 上記③の金額260,549,830円
(平成19年度以降にかかる追加認定分3,278,480円を含む)

(3) 集計結果

- ① 不適切な経理処理があったと事実認定した教員44名
内訳
 - ・平成19年度以降のみの認定者 9名
 - ・平成18年度以前のみの認定者 9名
 - ・両方の期間にまたがる認定者 26名
- ② 上記①の金額484,297,115円
- ③ 不適切な経理処理に関与した業者 13社

(4) 金額別内訳

金額(円)	人数
3千万～	5
2千万～3千万未満	5
1千万～2千万未満	5
5百万～1千万未満	6
百万～5百万未満	17
百万未満	6
計	44

(5) 財源別内訳

[預け金]

財源	継続調査認定額(円)	集計認定額(円)
公的研究費	178,779,328	323,934,294
民間との共同研究費	17,893,157	23,745,521
大学自己資金(一般財源)	25,896,928	65,779,217
寄附金	4,777,533	16,838,862
不明	12,192,322	16,598,831
小計	239,539,268	446,896,725

[品名替え]

財源	継続調査認定額(円)	集計認定額(円)
公的研究費	19,371,434	33,878,316
民間との共同研究費	42,063	637,623
大学自己資金(一般財源)	1,547,190	2,224,451
寄附金	49,875	660,000
不明	0	0
小計	21,010,562	37,400,390

合計	260,549,830	484,297,115
----	-------------	-------------

6. 当該教員への処分

教育研究評議会及び懲戒審査委員会において、これまでの調査結果を踏まえ、該当教員44名の処分について審議を行った結果、不適切な経理処理の内容に応じて、懲戒解雇、停職、出勤停止、戒告、訓告の処分が適切であると判断するに至った。

これらについては、該当者からの陳述請求（懲戒審査委員会では弁明の請求）、評議会（懲戒審査委員会）での審議及び総長の決定等の手続きを経たものである。

なお、1名は処分確定前に退職している。

[処分内訳]

量 定	人 数	職種別内訳
停職2か月	15	教授13, 准教授1, 特任教授1
停職1か月	12	教授7, 准教授3, 特任教授1, 特任准教授1
出勤停止10日	3	教授1, 准教授1, 特任教授1
戒告	12	教授3, 准教授3, 講師1, 助教3, 特任教授1, 特任助教1
訓告	1	教授1
計	43	

7. 再発防止策

(1) 意識改革による防止策等

1) 教員に対する取組

- ①研究費使用に関するハンドブックの作成・配付
(平成25年3月:全教職員に配付済)
※新任教員にも採用時に配付。
- ②研究費の不正使用防止に関する研修会受講の義務化
(平成25年8月から実施)
※研修会を受講しなければ、公的研究費の申請は不可
- ③不正を行わない旨の誓約書の提出
(平成25年8月から実施 ※研修会受講とのパッケージ)

2) 業者に対する取組

- ①不正防止に関する説明会
(平成23年10月から実施:部局の経理担当者も参加)
- ②取引先の入出構管理の強化
(平成24年4月から実施)
※構内へ入出構する車両の積載物を納品受付センターで確認
- ③一般取引先からの誓約書提出の義務化
(平成25年3月から実施)
- ④主要取引先の選定方法の見直し
(平成25年4月から実施)
- ⑤主要取引先への会計帳簿等提出の義務化
(平成25年4月から実施)

(2) システム強化による防止策等

管理体制等の強化

①納品物品の事後抽出確認

(平成23年10月から実施)

②納品先までの職員の同行

(平成23年10月から実施)

③納品受付センター未経由納品物等の第三者確認

(平成25年3月から実施)

※未経由納品物：宅配便などによるもの

④納品受付センター経由物品のマーキング対応

(平成25年3月から実施)

※納品確認時にマーキングすることにより、反復使用を防止

⑤資産管理対象納品物品のシリアル番号の届出義務化

(平成25年3月から実施)

⑥納品後の随時確認

(平成25年4月から実施)

⑦電子購買システムの導入

(平成26年度から実施予定)

※道内4大学が共同で進める電子購買システムの導入により、教員と業者との直接接触を極力回避

8. 今後の調査

今後、①平成16年度から平成18年度においてのみ預け金の記録がある在職教員にかかる調査、②退職者・転出者にかかる調査、及び③講座等名による帳簿にかかる調査を引き続き実施する。

9. これまでの経過

(平成23年)

・7月19日～29日：

札幌国税局による消費税等に係る税務調査実施の際、本学の取引先2社に研究費の預け金と思われる金銭処理があることが指摘される

・8月17日：

取引業者737社に対する書面調査を開始

・12月14日：

「国立大学法人北海道大学における研究費の不正使用に関する規程」第13条に基づき、「不正使用調査委員会」を設置

(平成24年)

・1月12日：

第1回不正使用調査委員会を開催

・1月13日：

報道機関に研究費の不適切な経理処理の疑いの発生及び調査委員会設置を公表

・2月上旬：

関係部局における第一次調査(スクリーニング)を開始(～5月末)

・5月21日：

学外委員4名を新たに委嘱

- 6月27日：
調査委員会（学外委員）による面談調査を開始
- 12月11日：
第9回不正使用調査委員会を開催

（平成 25 年）

- 1月上旬：
調査委員会事務局による次期調査にかかる関係資料の準備作業を開始
（～7月下旬）
- 5月24日：
第13回不正使用調査委員会を開催
- 6月4日：
平成19年度以降に預け金の記録がある在職教員の調査終了（総長報告）
- 7月下旬：
調査委員会（学外委員）による次期調査にかかる関係資料の精査・分析・検討作業
を開始（～10月末）
- 11月上旬：
調査委員会（学外委員）による面談調査を開始